

第35回 茨城県知事杯サッカー総合選手権大会実施要項
(令和6年度 県民総合体育大会)

1. 名称 第35回 茨城県知事杯サッカー総合選手権大会兼令和6年度 県民総合体育大会
2. 会場 ひたちなか総合運動公園陸上競技場他県内各地で行う。
3. 主催 公財)茨城県サッカー協会 第1種委員会
後援 茨城県(予定)
茨城県議会(予定)
茨城県教育委員会(予定)
公財)茨城県スポーツ協会(予定)
4. 期日 令和6年2月18日から4月7日の日曜日に実施予定
5. 会場 ひたちなか総合運動公園陸上競技場他県内各地で行う。
6. 組合せ
 - ① 大会運営委員会の厳正な抽選会により決定する。
 - ② 前年度上位4チーム及び、令和5年度1部リーグチームについては原則シード権を有するが、シードチーム数は参加チーム数により大会運営委員会が決定するものとする。
7. 参加資格
 - ① 参加チームは、令和5年度(公財)茨城県サッカー協会に第1種として加盟登録しており、令和6年度においても加盟登録可能な団体であること。
 - ② 参加選手は、令和6年度チーム登録選手で、大会運営側があらかじめ指定をした時点で提出する選手登録票に記載された選手であること。但し、3月31日までは令和5年度チーム登録選手も可とする。(令和5年度チーム登録選手は4月1日以降の出場は認めない)
 - ③ いずれも他のチームと二重登録されていないこと。(選手証が発行されない選手の出場は認めない。)
 - ④ 選手登録は、30名以内とする。(登録選手以外は出場できない。)
但し、大会運営側があらかじめ指定をした時点で提出する選手登録票に記載された選手が30名未満の時は、30名を限度とし3月31日まで1度に限り追加登録ができる。
 - ⑤ 外国籍の選手は、1チーム5名までエントリーすることができ、1試合3名まで出場することができる。
但し、(公財)日本サッカー協会の承認を受けた選手に限る。
 - ⑥ 試合当日は、令和6年度の(公財)日本サッカー協会選手証(顔写真付き)または登録選手一覧表を必ず持参すること。但し、3月31日までは、令和5年度の選手証及び一覧表でも可とする。
(会場で選手証または一覧表にて登録の確認が出来ない選手の出場は認めない。)
 - ⑦ 優勝チームは、令和6年度第27回茨城県サッカー選手権大会に出場する義務を負う。
但し、令和6年度関東サッカーリーグのチーム構成により準優勝チームも出場する義務を負う。
優勝チームは第60回全国社会人サッカー選手権関東予選(6月開催)大会に出場する義務を負う。
 - ⑧ 参加料は15,000円とするが、4回戦(5回戦)以降(ベスト8)の該当チームは追加参加料として別途5,000円を支払うこと。

8. 試合形式

- ① 試合方法は、トーナメント方式とする。
- ② 試合時間は、1回戦から準決勝までは80分（前・後半各40分）とし、引き分けの場合はPK方式により次戦進出チームを決定する。但し、決勝戦は90分（前・後半各45分）とし、引き分けの場合は20分間の延長戦を行い、勝敗が決しない場合はPK方式により優勝チームを決定する。
- ③ 選手の交替は、試合を通じて必要ある時は5名に限り交替することができる。但し、この交替選手は氏名、背番号、ポジションをあらかじめ主審に通告してある7名以内の選手に限る。
- ④ 試合球モルテン社製ヴァンタッジオ検定5号球とし、大会運営委員会で用意する。
- ⑤ ユニフォームは、正・副2着を持参すること。
- ⑥ メンバー表へは、ポジション及びフルネームでふりがなも記入すること。

9. 競技規則

試合規則は、当該年度の（公財）日本サッカー協会制定の競技規則及び本委員会競技運営要による。

10. 懲罰

- ① 主審より退場を命じられた選手及び退席を命じられた役員は、自動的に本大会次回戦の試合1試合の出場停止処分を受ける。追加的処分については（公財）日本サッカー協会懲罰基準に準拠して（公財）茨城県サッカー協会1種委員会内規律・フェアプレー委員会で協議し、（公財）茨城県サッカー協会規律・フェアプレー委員会が決定する。
- ② 本大会期間中に（公財）茨城県サッカー協会規律・フェアプレー委員会において出場停止処分の罰則が決定されながら、本大会の終了によって残存した出場停止処分については、順次次の公式戦で適用される。
- ③ 本大会で累積された警告が2回となった場合、自動的に本大会の次の試合1試合の出場停止処分を受ける。なお、警告の累積による出場停止を繰り返した場合、2度目以降は2試合の出場停止処分とする。ただし、違反行為の内容によっては、追加的処분을（公財）茨城県サッカー協会1種委員会内規律・フェアプレー委員会で協議し、（公財）茨城県サッカー協会規律・フェアプレー委員会において決定する。
- ④ 同一試合で2回警告による退場を命じられた選手は、自動的に本大会次回戦の試合1試合の出場停止処分を受ける。ただし、試合出場停止により処分されたものとし2回の警告は累積されない。本大会の終了によって残存した出場停止処分については、順次次の公式戦で適用される。
- ⑤ 累積された警告での出場停止処分及び警告の累積は、本大会終了時をもって効力を失う。
- ⑥ 出場資格がない選手が本大会の試合に出場した場合、それが判明した時点で没収試合とし、当該チームの0-3の敗戦として試合を打ち切る。この該当チームの懲罰については（公財）茨城県サッカー協会1種委員会内規律・フェアプレー委員会及び（公財）茨城県サッカー協会規律・フェアプレー委員会にて協議の上決定する。
- ⑦ ピッチ内外での不適切な言動や重大な違反行為及び本実施要項に記載のない違反行為に関する懲罰事項は、事実確認のヒアリングを実施の上（公財）日本サッカー協会懲罰規程に基づき（公財）茨城県サッカー協会1種委員会内規律・フェアプレー委員会で協議し、（公財）茨城県サッカー協会規律・フェアプレー委員会が決定する。

11. 表彰

- ① 優勝チームには県知事杯、県知事賞、茨城県スポーツ協会賞、優勝旗並びにトロフィーを授与する。
- ② 準優勝チームには県議会議長賞、茨城県スポーツ協会賞、トロフィーを授与する。
- ③ 3位の2チームには茨城県教育委員会教育長賞、茨城県スポーツ協会賞並びに記念品を授与する。

12. その他

- ① 大会に無断で棄権した場合は、次年度の参加は認めない。

- ② 試合開始時刻に遅れた場合は、棄権扱いとする。
(代表者ミーティングは大会運営側で開始時間を決定する。)
- ③ 都合により棄権せざるを得ない場合は、大会運営委員会へ早急に連絡すること。
この際すでに割り振られている副審は必ず実施すること。
- ④ 試合会場の準備、後片付け、運営については、参加チームのご協力をお願いします。
- ⑤ 大会運営側がやむを得ない事由と判断した場合は大会日程の変更が生じる場合もありますので、参加チームは予備日を含め調整をとっておいて下さい。
- ⑥ 棄権した場合における参加費の返却はしないものとする。
- ⑦ 参加チームは帯同審判員(有資格者)の確保をしておくこと。(準々決勝まで副審は各チームでの対応。)
- ⑧ 参加費の領収書が必要な場合は、参加申込書の連絡事項に記入願います。

1 3. 大会参加申込方法

- ① 参加料 15,000 円 を下記の銀行口座に令和5年12月28日(木)迄に振込む。
(必ずチーム名で振込むこと。)

振込先口座

公益財団法人茨城県サッカー協会 会長 大和田 健

銀行口座(常陽銀行 泉町支店(普通) 口座番号 1570163)

- ② 参加申込書に必要な事項を記入し、下記の送付先に令和5年12月28日(木)までに、件名を『第35回茨城県知事杯サッカー総合選手権大会申込』として大会運営責任者へEメールにて送付願います。

1 4. 大会運営委員(連絡先)

責任者 栗山 裕一 メールアドレス yuupan@yd5.so-net.ne.jp

〒300-1286 牛久市小坂町2757

[携帯] 090-2170-9095

【実施要項の改廃】

本実施要項は、(公財)茨城県サッカー協会1種委員会において改廃できる。

【施行・改定日】

令和5年11月11日施行

令和5年12月15日改定